

## 令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 0 号	令和6年度宝塚市病院事業会計予算	可決 (全員一致)	3月6日
議案第 1 1 号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 8 号	宝塚市援護資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 9 号	宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 0 号	宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 1 号	宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 2 号	宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 3 号	宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 4 号	宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第 2 5 号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	

議案第 2 6 号	宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	3月6日
議案第 2 7 号	宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 2 号	工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5））の変更について	可決 (全員一致)	
議案第 4 6 号	令和5年度宝塚市病院事業会計補正予算（第4号）	可決 (全員一致)	
議案第 4 7 号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	
請願第 5 号	介護ファミリーサポートセンターの存続を求める請願	趣旨採択 (全員一致)	

## 審査の状況

### ① 令和6年 3月 1日（議案審査）

・出席委員 ◎川口 じゅん ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 池田 光隆  
北山 照昭 坂本 篤史 中山 ゆうすけ みとみ 智恵子  
持田 ちえ

### ② 令和6年 3月 6日（議案審査）

・出席委員 ◎川口 じゅん ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 池田 光隆  
北山 照昭 坂本 篤史 中山 ゆうすけ みとみ 智恵子  
持田 ちえ

### ③ 令和6年 3月 21日（委員会報告書協議）

・出席委員 ◎川口 じゅん ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 池田 光隆  
北山 照昭 坂本 篤史 中山 ゆうすけ みとみ 智恵子  
持田 ちえ

(◎は委員長、○は副委員長)

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第10号 令和6年度宝塚市病院事業会計予算

議案の概要

令和6年度病院事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

（令和6年度予算の概要）

外来患者数 延べ21万8,050人

1日当たり890人

入院患者数 延べ10万2,784人

1日当たり282人

収益的収支 収入総額 134億7,443万2千円

支出総額 138億5,073万9千円

収支差引 3億7,630万7千円の赤字

資本的収支 収入総額 11億3,284万6千円

支出総額 22億4,927万3千円

収支差引 11億1,642万7千円の不足

過年度分損益勘定留保資金等で補てん

論点 1 大規模改修について

<質疑の概要>

問1 期待される効果として、天井・壁・床の張り替えと照明機器の改修により患者満足度の向上を図るとあるが、どのような器具等を導入するのか。

答1 経年によって色あせや汚れが目立つ天井ボードを張り替え、照明器具や蛍光灯をLEDライトに更新する。また、病棟を閉鎖して工事を行うので、開院以来40年間全く手をつけられなかったひび割れや塗装の剥がれが目立つ壁の更新、あるいは蓄積した汚れが目立つ床の張り替え等を行う。

問2 現在9病棟で運用しており、工事期間中も9病棟で運用するにもかかわらず、令和6年度の入院患者数が令和5年度より約1割減少する見込みなのはなぜか。

答2 本来であれば令和6年度に向けて、看護師の採用を拡大し、診療体制を拡大して10病棟を全て開けてできる限り患者数を受け入れたかったがそれができないという意味である。

問3 宝塚市立病院経営強化プランで経営黒字化が可能な状況だと記載されているが、もし移転する場合は解体工事の費用が普通交付税の対象外なので赤字が出てくると考える。どのような根拠で黒字の達成が不可能ではないのか。

答3 令和5年度から令和7年度にかけて使用できる病棟数が変わっている。令和5年度当初は290病床で運用していたが、令和6年度は緩和ケア病棟がフルオープンできる状態になるなど、年間通じて320病床使用できる状況になり、令和6年度のほうが使用できる病床数が増えてくる。そのことにより、入院患者数も増え、医業収益も増えてくるという想定をしている。また、令和7年度は上半期までに工事を終わらせ、その後は350病床数に増やしていくので、赤字幅は減ると考えている。

問4 10年後、20年後を見据えた改修工事が必要だと思うが。

答4 数年前に全ての配管点検を行い、C評価という非常に悪い評価だったと認識している。全面改修をする場合、莫大な金額がかかるとともに、場合によっては病院を一定の期間閉めなければならない状況になると聞いており、全面改修は現実的ではなく、新病院を見据えているということも考えて、今回は必要最小限の工事にとどめた。

## 論点2 基本理念・基本方針について

### <質疑の概要>

問1 政策アドバイザーから経営改善に向けた具体策は示されているのか。

答1 地域連携を重点的に行い、新しい患者を増やすと同時に、後方の回復期病院への円滑な転院などを行っていく。両方バランスよく取り組んでいく必要があるという意見をいただいている。

問2 看護キャリアセンター設置に関して、何人体制で運営していくのか。

答2 正確な人員は令和6年4月1日付の人事配置によるので現在看護部で検討している。役職定年制が導入されて、今まで管理職をしていた看護師が現場へ戻るのか、教育に当たるのかという中で、今までのキャリアを生かして次の世代へ技術や知識をつないでいこうという趣旨で設置することとしている。

問3 基本方針を実践していく中で、上層部の幹部の一つ一つの言葉や動きが非常に大事だと思うが、どう考えているか。

答3 経営面での改善を目指した声かけを全職員に行っている。運営会議メンバーは各チーム各部署のトップで構成されており、毎週行われるミーティングに対して発信をして、プラスを伸ばしマイナスを減らす方向で声かけをするように指導している。幹部サイドでPDCAを組み立てていきたいと考えている。

### <論点外の質疑の概要>

問1 予算達成に向けての課題はあるのか。

答1 工事の影響により診療活動に制限を設けて、とりわけ入院収益が減る中でも目標額を確保していくことが最重要だと考えている。その中で、看護師のマンパワーが必要であり、最重要課題だと考えている。今でも潤沢にいるわけではないので、退職者数を減らし、新規採用を増やしていきたい。また、外部から招聘する応援医師に要している費用の縮減や職員の時間外勤務手当の削減などで、費用削減を図っていく必要があると考える。

問2 宝塚市立病院経営強化プランのパブリック・コメントはどのようにまとめられて、それを誰が見て、どのように病院の経営に活かされていくのか。

答2 経営統括部と市で対応をどうするかまとめて、その内容について院内の経営強化プラン策定委員会や市で設置をしている市立病院改革検討会で適切かどうかを審議し、その後病院事業運営審議会で諮り、修正等を行った上で、3月末の都市経営会議に諮って市としてプランを決定していこうと考えている。

問3 在宅療養になる人に対して、市ができること、市立病院ができることは何か。

答3 個別現場での患者の情報共有となると、一番関係性が高いのは訪問看護であるが、医師の指示の下で動くため、介護職員等が自分の判断の下で情報共有していくのはなかなか難しいので、医師を中心としてしっかりと体系をつくる取組を進めていく。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>
議案第11号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>
令和2年4月1日付で廃止した本市の奨学金制度について、経過措置により貸付を受けていた対象者が令和4年度末に卒業し、今後、新たな貸付は発生しないことから、現在設置している宝塚市奨学生選考委員会を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b> なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>
なし
<b>委員間討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審 査 結 果</b> 可決（全員一致）

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第18号 宝塚市援護資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
<p>援護資金貸付基金に関し、より有利で活用しやすい他制度の普及に伴い、当該基金は一定の役割を果たしたものであるため、同基金に属する現金を一般会計に返還し、これに伴い条例を廃止しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	貸付対象者は保証人を有する者ということだったが、今後の経過措置として、保証人がいる状態で償還免除、債権放棄等を検討することは正しいのか。
答1	債務者に弁済能力がない場合は連帯保証人に請求し徴収に努めるが、借受人・保証人ともに返済が滞った場合は償還能力を調査の上、債務免除や債権放棄等、適切な措置を検討することになる。
問2	1月現在の債務者16人のうち、償還能力が乏しい方がいるか。また、今後の見通しは。
答2	生活保護受給対象となっている方もおり、保証人の償還能力を含め今後調査し、償還の可能性を見極める。また、少額でも返済中のケースもあり、引き続き償還のための催告を行い、返済能力を有する方の債権確保に努めていく。
問3	援護資金の貸付実績がないのは、制度の使い勝手が悪かったためではないのか。
答3	社会福祉協議会で生活福祉資金という貸付金があり、援護資金よりも有利な貸付制度であるため、基本的にはそちらへ流れていると考えている。
<b>委員間討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審 査 結 果</b> 可決（全員一致）	

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第19号 宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づきこれらの基準を定めている条例について、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	ケアマネジャーの処遇改善はなく、ヘルパーに戻る傾向もあると聞く。モニタリングやサービス利用計画書作成、主治医との連携などケアマネジャーは多忙極まりないのが現状だが、どう支援していくか。
答1	今回処遇改善の加算はなかったが、全体の報酬改定の中で居宅介護支援事業所については他のサービスに比べ改定率は高くなっている。介護事業所間でファクスでやり取りをしているアナログな部分を携帯電話等のチャットツールを使って簡素化するなど、負担軽減となるような支援に取り組んでいきたい。
問2	この条例改正でケアマネジャー1人当たりの取扱件数が35人以下から44人以下に見直されるなどケアマネジャーの状況は厳しい。報酬改定があっても直接ケアマネジャー個人の報酬が上がるわけではない。どこも人材不足であり、ケアマネジャーの人材確保策について具体的に考えはあるか。
答2	地域によってはケアマネジャーが不足しているという声は聞いている。他市では家賃補助を行ったり、資格取得の際の費用を補助したりという取組もある。今後他市との競合になってくることもあるので、来年度以降、ケアマネジャーの人材確保、事業所支援策について具体的に検討していきたい。
<b>委員間討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審 査 結 果</b>	可決（全員一致）



令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第20号 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づきこれらの基準を定めている条例について、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 改正内容の中には身体的拘束等の適正化の推進という項目があるが、不適切な身体的拘束の事例が市内の事業所であったか。人手不足の中で、適正化が形だけになるという不安もあるが、市として事業所に助言やチェックができる体制は。</p> <p>答1 特に身体的拘束についての通報はない。不適切な身体的拘束は人権侵害に該当する行為になるため、現場で起こらないよう市は指導していく必要がある。介護サービス事業所に対しては市が定期的に監査、実地指導を実施しており、その中で職員研修ができていかなどチェックしていきたい。</p>
<p><b>委員間討議</b> なし</p>
<p><b>討 論</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 可決（全員一致）</p>

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第21号 宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準などを定める厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づきこれらの基準などを定めている条例について、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>委員間討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審 査 結 果</b>	可決（全員一致）

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第22号 宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p>介護保険法の改正により、指定介護予防支援事業における事業者の指定に関する指定申請及び更新申請について審査事務手数料を徴収するため、一般事務手数料条例の一部を改正するとともに、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準などを定める厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づきこれらの基準などを定めている条例について、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>なし</p>
<p><b>委員間討議</b> なし</p>
<p><b>討 論</b> なし</p>
<p><b>審 査 結 果</b> 可決（全員一致）</p>

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>
議案第23号 宝塚市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>
介護保険法が改正されたことに伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b> なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>
なし
<b>委員間討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審 査 結 果</b> 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第24号 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

第9期宝塚市介護保険事業計画で見込んだサービス給付費等に基づき、来年度から令和8年度までの第1号被保険者に係る介護保険料率を定めるとともに、法令改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 介護保険料が引上げになるが、負担増にならないために努力はしたのか。

答1 介護保険準備基金を8.1億円取り崩すことで、介護保険料の上昇を抑えることができている。

問2 保険料率の上限は宝塚市では基準額の3倍だが、国や阪神間各市と比べて高い理由は。今後もこのままの基準でやっていくのか。

答2 本市では第1段階から第13段階まではおおむね国の基準にそろえている。阪神各市では2.9倍が上限だが、本市は第8期の介護保険事業計画を踏襲し3倍を上限としている。細かく保険料段階を設定し、高額所得者には多く負担していただくという考え方で今後も介護保険料を設定していきたい。

問3 介護保険の運営協議会の中で、保険料率の上限が高いという意見や議論があったか。

答3 運営協議会における介護保険料の議論では低所得者への軽減が中心で、保険料段階をもっと多段階化すべきとか保険料率をもっと下げるべきという議論はあまりなかった。

問4 今回、介護保険準備基金19.4億円のうち8.1億円を取り崩すということだが、例えば大津市では55億円の基金のうち37億円を投入すると聞く。本市の基金が少ない理由と、基金の財源は。

答4 基金の財源は、年度ごとに徴収した介護保険料と介護サービス給付費との差額を翌年度に積んでいる。大津市の事業規模は約911億円で、本市は約665億円となっており、事業規模が違う。基金残高は各市町それぞれで、例えば伊丹市では基金が枯渇しており今回かなりの保険料上昇が見込まれると聞く。本市ではこれまで基金を適切に運用してきており、今回も基金を取り崩して保険料の上昇を抑え、第10期の介護保険事業計画に向けて基金の積み残しも行っている。

委員間討議	なし
討 論 (反対討論)	<p>討論 1 来年度は3年ごとの介護保険料見直しの年となる。基金を取り崩して低所得者の負担軽減に努めたことは大変評価するが、それでも第1段階から第15段階まで全ての人が介護保険料の値上げとなる。物価高騰で市民生活が大変な中、介護保険料の値上げには賛成できない。介護保険制度はサービス利用が増えれば介護保険料が上がる仕組みそのものが問題だと考えている。国庫負担を増やしても、誰もが安心して介護サービスを受けられる、支払い可能な介護保険料に引き下げを強く求める。</p>
審 査 結 果	可決 (賛成多数 賛成7人、反対1人)

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第25号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	なし
<b>委員間討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審 査 結 果</b>	可決（全員一致）

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第26号 宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定 について	
<b>議案の概要</b>	
児童福祉法が改正されたことにより、福祉型及び医療型児童発達支援が、全ての障 碍児を対象とする児童発達支援に一元化されたことなどに合わせて、所要の整備を行 うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>委員間討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審 査 結 果</b>	可決（全員一致）



令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第27号 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	令和元年度以降、保育施設の入園児童が減少傾向に転じ、保育施設における希望者全員の受入が可能となり、西谷幼稚園での長時間保育に対する対応が不要となったことから、拡充前の預かり保育の時間に戻すため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	<p>問1 預かり保育の開始時間が午前8時から午前8時30分が変わるが、なぜか。8時30分まで子どもが校門前で1人で待つようなことはないか。</p> <p>答1 8時30分は職員の勤務時間に合わせている。基本的に公立幼稚園では保護者が送り迎えをするため子どもが1人で幼稚園の前で待つことはないが、保護者の都合で早く預けたいという場合は各園に随時相談いただければ職員が早めに出勤して預かるなど臨機応変に対応している。</p>
<b>委員間討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審 査 結 果</b>	可決（全員一致）

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第32号 工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5）） の変更について	
<b>議案の概要</b>	
<p>土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事その5について、仮設工において、施工日数の短縮に伴う交通誘導員の減及び仮設通路資材損料を減額する一方、崩壊土砂防護柵工において、崩壊土砂防護柵の鋼材価格及び労務費の上昇に伴う差額の発生のほか、作業構台工の数量増などを行うことから、契約金額を3,798万1,900円増額し、2億5,500万6,400円に変更しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	原材料費の高騰で価格が25%ほど上昇しているが、あらかじめ想定できないものか。
答1	昨今の社会情勢を踏まえて契約金額の上昇は見込まれていたが、施工業者から実際の購入価格等の提示が必要であり、現場数量確定に伴う設計変更を行った後でないと上昇による差額計算ができない算定方式になっているため、見込みはできても最終確定金額は分からない。
問2	当初の計画どおりでは作業時に大きな音がするため、のり面の保護材を変更するということが、事前には分からなかったのか。
答2	当初設計ではモルタル吹付によるのり面保護を予定していたが、モルタル吹付に必要なプラントの配置計画ができておらず、一番安い工法で設計積算し発注した。学校との協議の中で、プラントの設置が仮設工事ヤード以外で確保できなかったためモルタルの圧送距離が長くなり施工できず、法面シート張に変更することとなった。
<b>委員間討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審 査 結 果</b> 可決（全員一致）	

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第46号 令和5年度宝塚市病院事業会計補正予算（第4号）	
<b>議案の概要</b>	
補正後の令和5年度宝塚市病院事業会計予算	
<b>収益的収入</b>	
病院事業収益の予定額 141億8,123万2千円（8億円の増額）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>資本的支出に対する資本的収入の不足見込額を補填する財源として、一般会計補助金を充てるため、他会計補助金を8億円増額しようとするもの。</li> </ul>	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	資本的収支不足額の補填財源が令和5年度と令和6年度合わせて8億円不足するが、市からの補填がなかった場合どのようなことが起こるのか。
答1	今回の補正がなければ、当初予算で今回の補正額と同額の不足額が上がってくることになり、地方公営企業法上好ましくないということになる。
問2	補填財源を貸付金ではなく補助金とした理由として、補填財源不足を解消するために補助金として支出することを市と病院事業との協議の結果決定したとあるが、どのような協議を行ったのか。
答2	財政課と病院経理部門が協議を行い、病院側は安全面を見て資金を十分確保したい一方で、市側は厳しい財政状況の下、補助金としての繰り出しは少ない額にしたいとの考えがあった。今年と来年の病院経営をどうやって支えるか、そのために必要最小限の額は幾らかというところをぎりぎりまで詰めて8億円という額を決めたと認識している。
<b>委員間討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審 査 結 果</b> 可決（全員一致）	

令和6年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第47号 損害賠償の額の決定について	
<b>議案の概要</b>	
宝塚市立西谷中学校において発生した車両損傷事故について、市職員の過失を認め、相手方に生じた損害を賠償するもので、その損害賠償の額を142万9,480円と決定しようとするもの。	
<b>論 点</b> 妥当性は	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	今回の事故はスクール・サポート・スタッフが芝刈り作業時に跳ね上げた小石で車両が損傷したものだが、本来教員の補助をする役割の人がなぜ芝刈りをするようになったのか。
答1	スクール・サポート・スタッフは必ずしも学校教職員が担うべき業務ではない業務やその他学校長が必要と認める業務を担う。事故当日に草刈りをする必要があったため、その他学校長が必要と認める業務として作業を依頼した。
問2	今回の事故を受けて今後の注意事項として、草刈りをする現場を事前周知することについての考えは。
答2	事故後に各学校へ実際の作業に係る注意点を中心に注意喚起をしたが、作業前に所属の職員等へ広く周知することは明記できていなかったため、今後は作業前の周知についても注意喚起を図っていきたい。
問3	今後の具体的な対応として、地上5センチメートルは残して草を刈るということだが、実際は難しい。石が飛ばないように、ネットなど何か防護するものを使って作業することが大事ではないか。
答3	労働安全衛生法でも安全衛生教育の規定があり、芝刈り機の取扱いに特化した講習会もある。業者に芝刈りを委託することも費用面でなかなかできないので、職員への教育や石が飛ばない施工などを計画的に実施し、今後しっかり対策していきたい。
<b>&lt;論点外の質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>委員間討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審 査 結 果</b>	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第5号 介護ファミリーサポートセンターの存続を求める請願

<請願の趣旨>

「超高齢社会」に突入する中、宝塚市の介護ファミリーサポートセンターは、画一的な介護保険制度ではカバー出来ない高齢者介護の狭間の部分を担ってきました。

高齢者が住み慣れた家で、安心して、自分らしく暮らし続けるためのお手伝いを、その時々必要に応じて、柔軟に提供できるのが特徴で、概ね第一線をリタイアした提供会員が少しの空いた時間を活用して有償で行います。この地域「互助」の仕組みは、離れて暮らす家族の大きな安心と同居家族の支えになっているほか、副産物として、サポート側のフレイル予防にもつながっており、利用会員、提供会員の双方から支持されてきました。

ところが先般、市から財政難と利用者の減少を理由に、宝塚市保健福祉サービス公社への運営委託を打ち切ると聞いて驚いています。たしかにコロナ禍で利用制限期間が長期化し、利用は一時減少しましたが、徐々に回復してきています。

現行のサービス利用料は1時間700円ですが、市からの委託費がなくなれば利用者負担が倍増、また介護保険サービスの自費利用なら3000円以上かかると考えられています。

そうなれば通院介助（院内介助は介護保険外）の必要な高齢者には通院控えも懸念され、結果的に要介護状態が加速し介護保険財政の圧迫にもつながりかねません。

また、民間移行に至ると有償ボランティア活動を前提とした利用料で収益を上げることは難しく、コーディネート機能やサービスの低下、値上げ、最悪事業の継続そのものも危ぶまれます。

認知症基本法が1月1日に施行されましたが、介護ファミリーサポート制度は共生社会を目指す基本法の理念に正に合致しており、今後ますます需要が増えるでしょう。

人生100年時代といわれる中、要支援・要介護者、支える家族、私たちサポーターも、共にやがて訪れる老後を豊かに生きるための「光」を消さないで下さい。

<請願の項目>

- 1 会員関係者に対し、早急に文書と対面での説明を実現して下さい。
- 2 介護ファミリーサポートセンターを存続してください。

<質疑の概要>

問1 請願項目1にある、会員関係者へ早急に文書と対面での説明を実現することについての市の考えは。

答1 （市当局）依頼会員には2月に文書で年会費の案内を送付した際に、介護ファミリーサポートセンター事業が事業検証の対象となっており民間事業への移行の方向性が出ていることを伝えている。今後、対面での説明会も実施し、丁寧に説

明していきたい。

問2 請願項目2にある、介護ファミリーサポートセンターの存続についての市の考えは。

答2 (市当局) この事業は依頼会員にとっては日常生活を送る上でのサポートとして、提供会員にとっては生きがいくりの一環として機能している。利用者は昨年度より増加しており、今後の事業運営には会員を増やし収入を確保することも重要で、保健福祉サービス公社と引き続き協議を行うだけでなく市が支援できることについて協力していきたい。

問3 介護ファミリーサポートセンター事業を民間移行しても運営できるという根拠は。

答3 (市当局) 事業を引き受ける保健福祉サービス公社は平成12年から本事業のノウハウを持っており、事業の収支計画を見ると利用料金が上がる想定ではあるが、現状と比較しても無理のない収入で、費用を抑えてもらって何とか収支は保てると思う。利用料金の値上げは利用者数に影響すると思うので、市も丁寧な説明が必要と考えている。

問4 介護ファミリーサポートセンター事業が民間の自主事業となった場合に、何が起こると考えられるか。

答4 (紹介議員A) 現在市が支払っている年間約800万円の委託料がなくなると、その分保健福祉サービス公社で捻出することになり、利用料金や年会費の見直しをすると、利用控えが容易に想像できる。年会費を上げ過ぎると退会されるケースが起き、事業運営そのものが安定したものでなくなるかもしれない。また、運営費を抑えるために人件費を抑えるとコーディネーターの人数や時間が減り、即サービスに影響が出ると思われる。

問5 介護ファミリーサポートセンター以外でも、介護保険では対象にならない隙間の支援をそれぞれの地域で実施しているところもある。介護ファミリーサポートセンター事業だけでなく全ての団体に対しても市が関わって支援し、市全体を見て施策を考えていくべきでは。

答5 (市当局) 地域での支え合い活動も大事なもので、市が委託している社会福祉協議会の生活支援コーディネーター事業の中で有償生活支援活動グループ連絡会を組織し、情報共有や冊子を作って配付する等の支援をしている。今後もそうした支援を続け、状況を見ていきたい。

問6 地域の支え合い活動も介護ファミリーサポートセンター事業もボランティア的

な部分で成り立っている。令和6年度は経過措置として半分は業務委託で半分は補助という形だが先行きは見えない状況であり、令和7年度以降は予算をつけないという市の姿勢はいかがかと思う。世間では賃上げ、物価も上昇という中で、今のままが一番いいのではなく、経済的にもボランティア精神も満たされる仕組みづくりを考えていかなければならない。この請願の要望をそのまま受ければよいという話ではないと考えるが、紹介議員の考えは。

答6 (紹介議員A) この介護ファミリーサポートセンター事業は介護保険制度のはざまを埋める必要があるとして当初から考えてつくってきた公的なサービスだった。それを業務委託ではなく民間の自主事業にすると、市の公的責任はなくなってしまう。このタイミングで請願者が請願を提出したことはとても理解できる。令和7年度以降、市が事業を手放すのではなく、どういう制度設計をしていくか改めて考える必要があると思っている。

#### 委員間討議

委員A 今回、この請願は議員間でも深く考える機会となりよかったと思っている。ただ、請願にある内容が全てそのとおりでこのまま委託を続けることがよいとまでは思えず、難しい問題も多いので、考えることがまだまだ山積している。結論を出すというよりは、請願者の思いは本当に理解できるので、趣旨採択を諮ってほしい。

**審査結果** 趣旨採択 (全員一致)